

第一号通所事業・通所介護重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 事業所の名称等

事業所名称	デイサービスセンター アロハ
所在地	熊本県山鹿市古閑1534-1
電話番号	0968-44-8668
FAX番号	0968-44-8611
代表者	理事長 水足 秀一郎
介護保険指定番号	4370800791

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所が行う指定通所介護及び第一号通所事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。
運営方針	1 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 2 第一号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員体制

職種	資格	員数 (最低)	業務内容
管理者		1	事業所の職員及び業務の管理。常勤。
生活相談員	社会福祉士等	1	利用申し込みに係る調整、他の通所介護職員に対する相談助言及び技術指導。常勤にて他兼務。
看護職員 (機能訓練指導員)	看護師 准看護師	1	利用者の心身状況の把握、健康管理、通所介護計画の作成等。常勤にて他兼務。
介護職員	介護福祉士等	7	利用者の心身状況の把握、事業所での日常介護等。常勤専従
機能訓練指導員	理学療法士等	1	心身機能の維持・向上のための訓練指導・助言等。理学療法士は常勤専従、看護職員は兼務

以上

※全ての通所介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者の除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます

4. 第一号通所事業・通所介護事業内容

利用定員	45名
営業日	月曜日から土曜日まで。但し、12月30日～1月3日までを除く
営業時間	8:10～17:00
サービス提供時間	9:30～15:30
事業実施地域	通所介護：山鹿市 菊池市 和水町 第一号通所事業：山鹿市全域

5. サービスの概要

種 類	内 容
食 事	(受付時間) 原則 9 : 3 0 まで (食事時間) 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴の介助及び見守りを行います。 温泉浴槽（大浴槽、シルキー浴、寝湯、中高温サウナ） 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄の援助・指導を行います。
機 能 訓 練	理学療法士等による利用者の状況に適合した計画書を作成し、それに従い理学療法士、(准)看護師、健康運動実践指導者が機能訓練を行って身体機能の低下を防止するよう努めます。 機能訓練サービスの利用は任意です。 ＜当施設の保有するリハビリ・トレーニング器具＞ ローイング MF・レッグ EXT/FLEX・チェストプレス・ヒップ AB/ADD・トーン EXT/FLEX・水平レッグプレス・ニューステップ 計 7 機種 測定器 4 種 プール ゴムチューブトレーニング
健康チェック	血圧測定等利用者の健康状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅・ご自宅近辺から事業所までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

6. 利用料 ※ 第一号通所事業・通所介護共に別紙記載

7. 支払方法

原則口座振替とさせていただきます。その際の引き落とし手数料は負担していただく事になります。毎月月末締めで、ご利用翌月に請求書をお渡し致します。ご指定いただいた口座より振替させていただきます、ご入金の確認ができましたら領収書を発行いたします。

※請求書・領収書に記載しております金額は、口座振替にあたっての手数料を含んでおりませんので、通帳等に記載される金額とは若干異なるものになっております。

《口座引落とし手数料金》

肥後銀行	
ゆうちょ銀行	
JA（農協）	
その他（ ）	

※ 現在、熊本県に本店のあるものしか取り扱っておりません。

8. 虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止に関する担当者を管理者とし、下記の通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります
- 2 虐待防止のための指針を整備しています
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています

9. 身体拘束等の禁止

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとします
- 2 前項ただし書きの規定に基づき、身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、理由、態様等について記録を行います
- 3 事業者として身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います

10. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行います

11. 秘密保持

- 1 職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- 2 職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

12. 苦情処理の体制

当施設の苦情申立窓口	窓口担当者：管理者 一安 宏之 及び 生活相談員 電話番号：0968-44-8668 FAX番号：0968-44-8611
熊本県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	〒862-0911 熊本市健軍1丁目18番地7号 電話番号：096-214-1101 FAX番号：096-214-1105

13. 緊急時の対応方法

緊急時必要な場合は、家族等へ連絡を取ると同時に、主治医あるいは救急医療機関に責任をもって引き継ぎます。

協力医療機関	山鹿中央病院 山鹿回生病院
--------	---------------

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める消防計画にのっとり年2回の避難訓練を利用者参加のもと実施。 ※訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	非常階段	無	非難口	有 2ヶ所
	非常灯	有 25ヶ所	誘導灯誘導標識	有 12ヶ所
	煙・熱感知器	有 40ヶ所	消火器	有 6ヶ所
	自動火災報知機	有 1台		
消防計画	消防署への届出日 令和5年 9月 1日 防火管理者：一安 宏之			

15. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又まん延しないように次に掲げる措置を講じます
1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底しています
2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
3 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します

16. 業務継続に向けた取り組み

1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従って必要な措置を講じます
2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します
3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います

17. サービス利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
現金等貴重品の管理	貴重品は持ち込み禁止となっております。どうしても必要な方は、自己の責任で管理してください。
飲食物の持込等の禁止	飲食物の持ち込み及び持ち帰り、出前は禁止となっております。
動物の持ち込み禁止	衛生上、動物の持ち込みは禁止となっております。
喫煙	室内はすべて禁煙となっております。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
プール	プールは水着着用となっております。下着での入水は厳禁。使用前は化粧を落としてからご利用ください。

※ その他、掲示してある注意事項や職員の指示に従ってください。

※重要事項説明書別紙

デイサービスセンターアロハ

利用料金 ＜第一号通所事業＞

要支援度	自己負担額
通所型独自サービス 1	1, 7 9 8 円／月
通所型独自サービス 2	3, 6 2 1 円／月
通所型独自サービス 1 日割	5 9 円／日
通所型独自サービス 2 日割	1 1 9 円／日
通所型独自サービス 1 回数	4 3 6 円／回
通所型独自サービス 2 回数	4 4 7 円／回

加算

	自己負担額
通所型独自サービス生活機能向上グループ活動加算	1 0 0 円／月
通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	2 4 0 円／月
通所型独自サービス栄養アセスメント加算	5 0 円／月
通所型独自サービス栄養改善加算	2 0 0 円／月
通所型独自サービス口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 5 0 円／月
通所型独自サービス口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 6 0 円／月
通所型独自サービス一体的サービス提供加	4 8 0 円／月
1) 通所型独自サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	8 8 円／月 1 7 6 円／月
2) 通所型独自サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7 2 円／月 1 4 4 円／月
3) 通所型独自サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	2 4 円／月 4 8 円／月
通所型独自サービス生活機能向上連携加算（Ⅰ） 3月1回を限度	1 0 0 円／月
通所型独自サービス生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2 0 0 円／月
通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 6月1回を限度	2 0 円／回
通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 6月1回を限度	5 円／回

通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	40 円／月
通所型独自サービス介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	9.2 %
通所型独自サービス介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	9.0 %
通所型独自サービス介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	8.0 %
通所型独自サービス介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	6.4 %
通所型独自サービス介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	8.1～3.3 %
※Ⅴは令和7年3月31までの間	

減算

事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	－47 円
----------------------	-------

介護保険適応外の料金

食費（1日）	650 円
オムツ代（1枚）	132 円
レクリエーション等の活動に際しての材料費（希望者）	実 費
日常生活費のうち、利用者負担が適当と認められる費用	実 費

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますので、ご相談下さい

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金全額をお支払い頂きますと利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します

※重要事項説明書別紙

デイサービスセンターアロハ

利用料金 <通所介護>

要介護度	自己負担額（3～4時間未満）	自己負担額（4～5時間未満）
要介護1	358円／日	376円／日
要介護2	409円／日	430円／日
要介護3	462円／日	486円／日
要介護4	513円／日	541円／日
要介護5	568円／日	597円／日
要介護度	自己負担額（5～6時間未満）	自己負担額（6～7時間未満）
要介護1	544円／日	564円／日
要介護2	643円／日	667円／日
要介護3	743円／日	770円／日
要介護4	840円／日	871円／日
要介護5	940円／日	974円／日
要介護度	自己負担額（7～8時間未満）	自己負担額（8～9時間未満）
要介護1	629円／日	647円／日
要介護2	744円／日	765円／日
要介護3	861円／日	885円／日
要介護4	980円／日	1,007円／日
要介護5	1,097円／日	1,127円／日

加算

入浴介助加算（Ⅰ）	40円／日
入浴介助加算（Ⅱ）	55円／日
中重度者ケア体制加算	45円／日
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 3月に1回を限度	100円／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円／月
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円／日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円／月

ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 円／月
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 円／月
ADL 維持等加算（Ⅲ）	3 円／月
認知症加算	60 円／日
若年性認知症利用者受入加算	60 円／日
栄養改善加算 月 2 回を限度	200 円／回
栄養アセスメント加算	50 円／月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 6 月に 1 回を限度	20 円／回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 6 月に 1 回を限度	5 円／回
口腔機能向上加算（Ⅰ） 月 2 回を限度	150 円／回
口腔機能向上加算（Ⅱ） 月 2 回を限度	160 円／回
科学的介護推進体制加算	40 円／月
送迎減算（片道）	－ 47 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円／日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	9.2 %
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	9.0 %
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	8.0 %
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	6.4 %

介護保険適応外の料金

食費（1 日）	650 円
オムツ代（1 枚）	132 円
レクリエーション等の活動に際しての材料費（希望者）	実 費
日常生活費のうち、利用者負担が適当と認められる費用	実 費

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますので、ご相談下さい

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金全額をお支払い頂きますと利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します